

(広報資料)

平成 18 年 1 月 30 日  
環 境 局  
(地球環境政策部地球温暖化対策課 222-3452)  
文 化 市 民 局  
(市民生活部地域づくり推進課 222-3049)  
産 業 観 光 局  
(商工部商業振興課 222-3340)  
都 市 計 画 局  
(都市企画部都市づくり推進課 222-3503)  
(都市企画部交通政策課 222-3483)  
交 通 局  
(自動車部営業課 822-9143)

～一緒に考えましょ 京の交通～

### 四条通等における路線バスの走行環境改善に向けた取組について

京都市では、これまでから市バスの定時性を確保し、円滑な運行を図るため、市内重要道路におけるバス専用レーンの設置(昭和49年12月から市内総延長91.2km)や違法駐車等防止重点区域における違法駐車等防止指導員による啓発活動、京都府警察との連携による違法駐停車車両への啓発活動を行っています。

しかし、都心部では、依然として違法駐停車や荷捌き車両などにより、バスの定時走行に支障を来している状況が見られることから、平成15年度からの取組として、今年度も京都府警察及び四条繁栄会商店街振興組合の協力を得て、四条通における違法駐停車車両への啓発及び路線バスの走行環境改善に向けた広報活動を下記のとおり行いますのでお知らせします。

## 1 取組内容

### (1) 違法駐停車車両への啓発活動

啓発内容 バス停付近に駐停車しようとした車両への呼び掛けなど

日 時 平成18年2月26日(日)午後1時から午後5時まで

場 所 四条通(烏丸通～四条大橋西詰)

### (2) 路線バスの走行環境改善に向けた広報活動

#### ア 市バス・地下鉄車内吊りポスター作成(B3判フルカラー)

市バス：平成18年2月1日(水)から2月26日(日)まで、全車両で掲載(計750部)

地下鉄：平成18年2月1日(水)から2月26日(日)まで

烏丸線、東西線の全車両に掲載(計342部)

#### イ 啓発物品の配布

2月26日(日)午後四條通(烏丸通～四條大橋西詰)で実施する、バス走行環境の改善等を訴える啓発活動において、携帯カイロ(協力を呼び掛けるフレーズ等を記載)を配布します。

## 2 その他

当日は、地球温暖化防止の観点から、「公共交通機関の利用促進」などの啓発も行います。

## 3 問合せ先

都市計画局都市企画部交通政策課 (電話)075-222-3483